

## 地域包括支援センター・介護予防支援事業所に係る基準等について

**【市の原案の概要】** 地域の高齢者の健康保持などのための事業を行う「地域包括支援センター」および介護保険制度における要支援者についてのケアマネジメントを行う「介護予防支援事業所」が守るべき人員と運営などの基準については、これまで国の省令により定められていましたが、いわゆる第3次地方分権一括法により、市町村の条例で定めることとされたことから、それらの基準を定めるものです。

**【募集期間】** 12/1(月)～31(水)

**【意見の検討結果】** 1月中旬に公表

**【問合せ】** 地域包括支援課 ☎72・7017



## 都市マスタープランの見直しについて

**【市の原案の概要】** 都市マスタープランは、平成13年度に市の都市計画に関する基本的な方針として策定され、平成24年度には中間見直しをしましたが、現在、新港地区と花川地区をつなぐ連絡道路の整備の検討が進められていることから「総合交通体系の方針」を見直します。

**【募集期間】** 12/1(月)～H27/1/5(月)

**【意見の検討結果】** 1月中旬に公表

**【問合せ】** 建設指導課 ☎72・3162



## 保育料の改定、保育料の減免および保育所入所選考基準について

**【市の原案の概要】** 平成27年度から本格開始予定の「子ども・子育て支援新制度」で適用する保育料、保育所入所選考基準や保育料減免基準について定めるものです。

**【募集期間】** 11/13(木)～12/12(金)

**【意見の検討結果】** 12月中旬に公表

**【問合せ】** こども家庭課 ☎72・3197



### 共通事項

**【意見の提出方法】** 氏名、住所、連絡先を明記の上、持参、郵送、ファクス、Eメール、音声ファイル、録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

**【意見の提出先】** 〒061-3292

花川北6・1・30・2 企画課 ☎72・3540

✉ kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

※詳しくは市HP、あい・ボード、市情報公開コーナー(1階)、市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください

## 石狩市議会基本条例の制定について

**【市の原案の概要】** 地方分権改革により、地方自治体の権限が増加するとともに、市政の課題は複雑高度化しています。それに伴い、地方議会の役割も年々重要性を増しているところ。議会は自らの責務を自覚し、市民自治の主権者である市民への誓約として、議会基本条例を制定します。

**【募集期間】** 12/5(金)～H27/1/5(月)

**【意見の提出先・問合せ】** 〒061-3292

花川北6・1・30・2

議会事務局 ☎72・3181 ☎75・2280

✉ gikai@city.ishikari.hokkaido.jp

**【意見の検討結果】** 1月中旬に公表予定

※詳しくは市HP、あい・ボード、市情報公開コーナー(1階)、市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください



## 保険・年金

### 20歳になったら国民年金

国民年金は、学生の方も含め20歳から60歳になるまでの全ての方が対象です。年金手帳に記載してある基礎年金番号は、一生涯使用する番号で、就職時などには年金手帳の提示を求められます。自身の将来のために、保険料の未納期間が発生しないよううにしましょう。

※納付が困難な場合、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度があります。ご相談ください

**問合せ** 市民課 ☎72・3122

### 後期高齢者医療制度

「保健事業実施計画に関する住民意見を募集します」

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方が自立した生活を送るため策定した「北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(案)」へ意見を募集します。



**申込方法** 北海道後期高齢者医療広域連合や市役所1階7番窓口で配布、または北海道後期高齢者医療広域連合HPに掲載す

る申込書を持参か郵送  
**申込期間** 12月10日(水)～平成27年1月9日(金) ※必着  
**問合せ** 北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2西14 国保会館6階 ☎011・290・5601  
国民健康保険課 ☎72・3125

### 国民健康保険

「国民健康保険限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について」

70歳未満の方が現在使用している右記認定証の限度額区分が、制度改正により平成27年1月から変わります。新しい認定証は12月下旬に世帯主宛てに送付し

## 市民協働

### パブリックコメントの結果

「公共施設等総合管理計画の策定について」

**意見の募集期間** 9月22日(月)～

10月21日(火)

**意見の提出状況** 提出者0人

**問合せ** 財政課 ☎72・3154

「下水道中期ビジョンの改訂について」

**意見の募集期間** 9月22日(月)～

10月21日(火)

**意見の提出状況** 提出者0人

## 防災

### 陸上自衛隊との災害時等の連携に関する協定締結

陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊と石狩市は、大規模災害時における迅速な災害応急対策

**意見の提出状況** 提出者0人  
**問合せ** 下水道課 ☎72・3176

「志美地区防災ひろば条例の制定について」  
**意見の募集期間** 10月1日(水)～31日(金)  
**意見の提出状況** 提出者0人  
**問合せ** 総務課危機管理担当 ☎72・3190

## 厚田区の12月の行事

問合せ……厚田支所地域振興課 ☎78・2012

- 1日(月) 転倒予防事後教室(22日も)  
厚田保健センター 9時45分～11時30分
- 8日(月) 断酒会  
厚田保健センター 18時30分～20時30分
- 10日(水) いきいきリハビリ望の会  
望来コミセン(みなくる) 10時～14時
- 17日(水) いきいきリハビリ虹の会  
虹が原会館 10時30分～14時30分
- 24日(水) いきいきリハビリ厚田  
厚田保健センター 10時～14時

## 浜益区の12月の行事

問合せ……浜益支所地域振興課 ☎79・2111

- 2日(火) 住民健診結果説明会  
浜益支所 13時30分～15時30分
- 4日(木) 黄金クラブ転倒予防教室  
実田会館 10時～
- 5日(金) むつみクラブ転倒予防教室  
柏木コミセン 10時～
- 9日(火) リハビリ教室(25日も)  
浜益支所 10時30分～14時
- 11日(木) 悠々サロン  
浜益支所 13時～16時
- 12日(金) 冬野菜のお料理教室  
浜益コミセン(きらり) 10時～13時30分
- 16日(火) 福寿会転倒予防教室  
浜益コミセン(きらり) 10時～
- 18日(木) 総合がん検診  
対がん協会(札幌市) 8時30分～12時  
川下高齢者クラブ転倒予防教室  
川下コミセン 10時～
- 19日(金) 浜益男塾  
浜益コミセン(きらり) 10時～13時30分

【新規利用】(幼稚園、認定こども園幼稚園部を除く)  
利用を希望する施設の申し込  
みと認定申請を同時に市にして

| 認定区分    | 対象となる子ども(就学前)          | 利用できる施設など                    |
|---------|------------------------|------------------------------|
| 1号認定    | 満3歳以上の子ども<br>(2号認定を除く) | 認定こども園(幼稚園部)、幼稚園*1           |
| 2号認定**2 | 満3歳以上の保育を<br>必要とする子ども  | 認定こども園(保育所部)、保育所             |
| 3号認定**2 | 満3歳未満の保育を<br>必要とする子ども  | 認定こども園(保育所部)、保育所、<br>地域型保育事業 |

\*1 幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のままの園とがあり、各園が選択します。なお、現行制度のままの幼稚園を利用する場合は認定を受ける必要はありません(幼稚園の利用手続きなどは、広報いしかり10月号をご覧ください)  
 \*\*2 2号または3号認定は、保育の必要量によってさらに「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます

子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、幼稚園(新制度に移行する予定の園)や認可保育所などを利用する際の手続きが変わります。利用にあたって、教育・保育の必要性に応じた市の認定を受ける必要があります。

### 平成27年4月からの 保育所など利用手続き

【継続利用】(幼稚園、認定こども園幼稚園部を除く)  
現在利用している保育所などを27年4月から引き続き利用される場合も、支給認定の手続きが必要になります  
 ・市への認定申請手続きなどの詳細は、現在利用されている保育所などを通じて、1月以降にお知らせします

問合せ  
☎72・3190  
総務課危機管理担当



活動が円滑に実施できることを目的とした「大規模災害時等の連携に関する協定」を10月29日(水)に締結しました。

一定数量以上の危険物を貯蔵、または取り扱う施設には危険物取扱者の資格が、消防用設備などの設置に伴う工事や整備には消防設備士の資格がそれぞれ必要です。  
**危険物取扱者試験** 甲種、乙種(第1～6類)、丙種  
**消防設備士試験** 甲種(第1～5類)、乙種(第1～7類)  
**試験日** 平成27年2月1日(日)  
**場所** 札幌市ほか  
**申込期間** 電子申請12月9日(火)～16日(火) 書面申請12月12日(金)～19日(金)  
 ※詳細は(一財)消防試験研究センターHPをご覧ください

問合せ 事務局(総務課)  
☎72・3149 ☎75・2275

そのほか  
**平成27年石狩市新年交礼会**  
**日時** 1月5日(月) 17時30分～  
**場所** 花川北コミセン(花川北3-2)  
**費用** 2千円(当日会場にて徴収)  
**主催** 石狩市新年交礼会発起人会  
**申込方法** 12月15日(月)までに事務局へ参加者全員の住所、氏名、電話番号を電話またはファックスで連絡  
**そのほか** 車椅子、手話通訳が必要な方は申込時にお知らせください

問合せ 石狩消防署予防課  
☎74・7165

問合せ 道労働局労働基準部賃金課  
☎011・709・2311  
(内線3533)

最低賃金は748円  
 平成26年10月8日(水)から北海道の最低賃金は時給748円です。北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働く全ての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなど含む)に適用されます。必ずご確認ください！

問合せ こども家庭課  
☎72・3197

市が利用調整する保育所や地域型保育事業の申し込みなど、詳細については、広報いしかり1月号に掲載する予定です。

